

妊産婦歯科健康診査

平成30年4月から、妊娠中及び出産後各1回受診できるようになりました。

- 対象 健診当日に越谷市に住民票のある妊産婦の方(健診当日に転出した場合は、対象外です)
- 健診時期 妊娠中および出産後お子さんの1歳の誕生日の前日まで
- 方法 市内の実施医療機関(裏面参照)にご予約のうえ、「越谷市妊産婦歯科健康診査受診票」(母子健康手帳別冊に入っています)母子健康手帳、健康保険証を持って受診してください。
- 費用 妊婦・産婦各1回無料(検査、歯石除去、治療などは含みません)